

警察本部長

[沿革]	平成17年12月例規（警）第47号	平成18年3月例規（警）第10号
	平成20年6月例規（警）第57号	平成20年11月例規（警）第70号
	平成24年4月例規（警）第20号	平成24年6月例規（警）第25号
	平成25年5月例規（警）第34号	平成26年12月例規（警）第64号
	令和4年7月例規（警）第27号	

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察指定被害者支援要員制度運用要領の制定について（平成11年例規（警）第27号）は、廃止とする。

千葉県警察被害者支援要員及び特別被害者支援班運用要領

第1 目的

この要領は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する事件発生直後の支援及び継続的な支援を主体的に実施する被害者支援要員（以下「支援要員」という。）並びに死傷者多数に及ぶ事件の発生に際し、支援要員を集中的に運用する特別被害者支援班の運用に関して必要な事項を定め、犯罪被害者等に係る二次的被害の防止並びに被害の回復及び軽減に努めるとともに、犯罪被害者等の捜査活動への積極的な協力を確保し、捜査の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 統括責任者等

1 統括責任者

（1）交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び署（以下「署等」という。）における的確かつ組織的な犯罪被害者等支援を推進し、支援要員の適切な運用を図るため、事件事故の捜査を担当する係又は課（以下「事件主管課」という。）を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置くものとする。

（2）統括責任者は、次長をもって充てる。

（3）統括責任者は、交通部高速道路交通警察隊長及び署長（以下「署長等」という。）の指揮の下、犯罪被害者等支援を効果的に推進するために所属職員の業務の調整を図り、その推進状況を統括するものとする。

2 実施責任者

（1）事件主管課に実施責任者を置くものとする。

（2）実施責任者は、高速隊にあっては隊長補佐、署にあっては課長をもって充てる。ただし、署における執務時間外の実施責任者は、当直主任をもって充てる。

（3）実施責任者は、統括責任者の指揮を受け、部下職員及び当直員の指揮監督を行うものとする。

3 実施補助者

（1）事件主管課に実施補助者を置き、警部補（同相当職を含む。以下同じ。）をもって充てる。

（2）実施補助者は、実施責任者の業務の補助に当たるものとする。

第3 支援係

1 署長等は、高速隊と署の警務課に支援係を設置し、警部補1人を担当者として指定するものとする。

2 支援係の事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）犯罪被害者等支援の企画・広報及び連絡・調整に関すること。

（2）犯罪被害者等への情報提供に関すること。

- (3) 犯罪被害者等給付金に関する事。
- (4) 所属職員に対する教養等に関する事。
- (5) 支援要員の活動状況把握及び指導に関する事。
- (6) その他特命事項に関する事。

第4 支援要員

1 支援要員の指定等

(1) 指定

- ア 署長等は、警部補以下の所属職員の中から、犯罪被害者等の支援に適任と認められる者を支援要員に指定するものとする。
- イ 支援要員の指定は、原則として高速隊の分駐隊の当番並びに署の生活安全課、刑事課（刑事第一課、刑事第二課及び刑事生活安全課を含む。）、交通課及び警備課ごとに1人以上とし、さらに、執務時間外における犯罪被害者等支援に対処するため、地域課の各部及び直班ごとに1人以上指定するものとする。

(2) 解除

署長等は、支援要員に人事異動、疾病その他のやむを得ない事由が生じたときは、その指定を解除するものとする。

(3) 指定（解除）の方法

前記（1）及び（2）による支援要員の指定及び解除については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

2 支援要員の任務等

(1) 任務

支援要員は、被害者連絡実施要領の制定について（平成22年例規（刑・生総・地域・交総・公一）第18号。以下「連絡実施要領」という。）第3に定める連絡対象事件及び署長等が必要と認めた事件（以下「対象事件」という。）が発生した場合は直ちに臨場し、犯罪被害者等支援に関する次の任務を行うものとする。

- ア 事情聴取又はその補助
- イ 被害届、供述調書等の書類作成又はその補助
- ウ 証拠資料の採取又はその補助
- エ 証拠資料の押収、還付又はその補助
- オ 検証・実況見分の実施又は付添い
- カ 病院への付添い及び医師との連携
- キ 被害者の手引の交付及びこれに基づく必要事項の説明
- ク 被害者連絡（連絡実施要領における被害者連絡をいう。）
- ケ 犯罪被害者等との相談
- コ 関係機関の紹介、その他連絡及び調整

(2) 任務に当たっての配意事項

- ア 犯罪被害者等の尊厳及び円滑な捜査の確保
支援要員は、犯罪被害者等に敬意と同情を持って接し、犯罪被害者等の尊厳を傷つけることのないように留意し、精神的支援による犯罪被害者等の二次的被害の防止並びに被害の回復及び軽減に努め、かつ、円滑な捜査業務の推進を図るものとする。
- イ 被害者連絡の実施
被害者連絡は、事件担当捜査員と連携を密にして実施し、その都度その内容を被害者連絡担当係に報告するものとする。
- ウ カウンセリングの手配
カウンセリングを実施する必要がある場合は、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム設置要綱の制定について（平成11年例規（警）第17号）及び署犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の活用により運用を図るものとする。
- エ 他機関等との連携
警察で対応できない分野の相談又は治療行為等の申出に対しては、協議会及び公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（平成18年4月3日に社団法人千葉犯罪被害者支援セン

ターという名称で設立された法人をいう。)を始めとする関係機関・団体等と連携して適切な措置を講ずるものとする。

3 担当者の指定

(1) 指定の承認

ア 実施責任者は、対象事件を認知したときには、速やかに支援要員の中から署長等の承認を受けて犯罪被害者等支援の担当者として指定するものとする。ただし、執務時間外あるいは緊急を要する場合など、事前に署長等の承認を受けることが困難な場合は、担当者の指定後速やかに承認を受けるものとする。

イ 前アによる担当者の指定については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

(2) 執務時間中の指定

ア 執務時間中は、原則として、実施責任者が支援要員の中から対象事件ごとに担当者を指定して、事件発生初期における効果的な犯罪被害者等に対する支援措置を行わせるものとする。

イ 担当者は、事件の態様、被害者の年齢、性別、精神的被害の状況等を勘案し、事件主管課で最も適任と認められる職員とするものとする。

ウ 性犯罪の被害者については、原則として、千葉県警察性犯罪捜査指定捜査員運用要綱の制定について(平成9年例規(刑・捜一)第4号)に定める性犯罪捜査指定捜査員を指定するものとする。

(3) 当直中の指定

ア 当直中は、原則として、当直主任が当直員の中から指定されている支援要員を担当者に指定するものとする。

イ 担当者は、当直終了時まで必要な支援を行った上で、当直交替時に実施責任者が指定する支援要員に引き継ぐものとする。ただし、担当者と犯罪被害者等との間に信頼関係が醸成されているときは、事件主管課以外の支援要員を継続して担当者とすることができる。

ウ 当直体制上、担当者の指定が困難な場合は、事件主管課員を呼び出して犯罪被害者等支援を行わせるものとする。

4 活動の記録

(1) 指定を受けた担当者は、犯罪被害者等支援の実施状況を記録し、支援係に速やかに報告しなければならない。また、担当者は、犯罪被害者等支援を継続して実施したときは、その都度その内容を支援係に連絡して、署長等に報告するものとする。

(2) 前(1)による犯罪被害者等支援の実施状況の記録等については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

5 担当者の変更及び解除

(1) 変更

実施責任者は、担当者の人事異動、疾病その他のやむを得ない事由により支援活動を継続することができなくなったときは、支援係と協議の上、署長等の承認を受けて担当者を変更するものとする。

なお、この場合において、担当者の変更によって犯罪被害者等に不安を与えたり、相手の誤解による紛議が生じないように細心の注意を払わなければならない。

(2) 解除

ア 申請

実施責任者は、担当者を指定して犯罪被害者等支援活動を行う必要がなくなったと認められる場合は、支援係と協議の上、署長等に対して、指定解除の申請をするものとする。

イ 判断

署長等は、指定解除の申請があったときは、犯罪被害者等の希望及び精神的状態、捜査の進ちょく状況、関係機関・団体等による支援活動の状況等を総合的に勘案して、担当者の任務が終了したと判断したときは、指定を解除するものとする。ただし、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援活動の継続を望んでいる場合等、明らかに解除することが適当でない

と認められる場合は、解除をしてはならない。

ウ 解除に当たっての配慮

担当者は、任務の解除に当たっては、犯罪被害者等に対して今後の捜査、公判等の予定、各種相談窓口等について説明するほか、犯罪被害者等の意向に基づいて関係機関・団体等に犯罪被害者等の支援を要請するなどの措置を講じ、任務の解除によって犯罪被害者等が不安を抱き又は孤立することがないように配慮するものとする。

(3) 変更（解除）の方法

前記（1）及び（2）アによる担当者の変更及び解除については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

第5 特別被害者支援班

1 特別被害者支援班の招集

対象事件のうち、おおむね死者5人以上又は死傷者10人以上であって、事件の内容、犯罪被害者等の状態及び社会的反響を総合的に勘案し、多数の支援要員を集中して運用する必要がある事案（以下「特別対策事案」という。）が発生した場合は、警務部長が特別被害者支援班を招集するものとする。

2 特別対策事案の報告

署長等は、特別対策事案と認められる事案が発生した場合は、直ちに、事案概要等について、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警務部長に報告しなければならない。

3 発生署の対策

特別対策事案発生地を管轄する署等（以下「発生署」という。）の長（以下「発生署長」という。）は、発生署の対策（別表第1）に基づき所要の体制を確立の上、直ちに、事件現場又は犯罪被害者等が搬送されている病院等に支援要員を派遣し、事案概要を始め、犯罪被害者等の状態及び搬送先を把握するとともに、必要な犯罪被害者等支援に当たるなど、次4に規定する特別被害者支援班の設置までの間、応急的な犯罪被害者等支援を行うものとする。

なお、特別被害者支援班が設置された場合は、発生署長は、当該被害者支援活動を同支援班に引き継ぐものとする。

4 特別被害者支援班の編成及び支援要員の派遣

(1) 特別被害者支援班の編成

ア 警務部長は、発生署長からの報告を受けた事案について特別対策事案と認めたときは、特別被害者支援班の編成（別表第2）に基づき、警務部参事官を班長とする特別被害者支援班を編成し、組織的、重点的な犯罪被害者等支援に当たらせるものとする。

イ 警務部警務課犯罪被害者支援室長は、警務部参事官の指揮を受け、直ちに室員及び犯罪被害カウンセラーチームを招集して発生署に赴き、発生署の統括責任者とともに、発生署の支援係及び派遣される支援要員を指揮して、所要の犯罪被害者等支援に当たるものとする。

(2) 活動の記録

ア 特別被害者支援班員は、犯罪被害者等支援状況を記録し、警務課長に速やかに報告するものとする。

イ 前アによる犯罪被害者等支援状況の記録及び報告については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

(3) 支援要員の派遣

警務部長は、特別対策事案における死傷者数等を勘案の上、所属別支援要員等一覧表（別表第3）に基づいて、関係所属に支援要員並びに必要な車両及び運転員の派遣を命ずるものとする。

5 特別被害者支援班員の指定

署長は、所属の支援要員の中から、割り振られた人数の支援要員を特別被害者支援班員に指定するものとする。

6 捜査本部との関係

(1) 特別被害者支援班は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条に定める捜査本部とは別に、発生署に設置するものとする。

(2) 特別被害者支援班と捜査本部等とは、相互に連携し、犯罪被害者等支援及び捜査活動に支障を来すことがないように十分に配慮しなければならない。

第6 対応期間及び対応の打切り

- 1 支援要員及び特別被害者支援班の対応期間は、原則として、対象事件を認知したときから2週間とする。ただし、事件の内容、犯罪被害者等の状況に応じて、支援要員の運用は署長等の判断により、特別被害者支援班の運用は警務部長の判断により延長又は短縮することができるものとする。
- 2 特別被害者支援班を解散する場合は、警務部参事官は特別被害者支援班が行った措置、活動結果等について、署長等に引き継がなければならない。
- 3 実施責任者は、犯罪被害者等の被害者連絡の拒否、他の相談機関への引継ぎその他の事情により支援要員の対応を打ち切る場合は、支援係と協議の上、統括責任者を經由し、署長等の承認を得なければならない。ただし、再び支援要員が対応すべき事情が生じたときは、署長等の指揮により再開するものとする。

第7 指導及び教養の徹底

署長等は、被害者支援の成否が被害者等に接する職員一人ひとりの対応にかかっていることを銘記し、職務執行の過程において、犯罪被害者等に敬意と同情を持ち、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応がなされるよう、職員に対する指導教養を徹底しなければならない。

第8 実施上の留意事項

実施責任者は、支援要員の任務が円滑に遂行され、かつ、支援要員の業務負担が過重にならないように指導監督を行うものとする。また、支援係は、各部門間の連絡及び調整を密にし、組織的な犯罪被害者等支援の実施に配慮するものとする。

第9 報告

- 1 署長等は、支援要員及び特別被害者支援班員を指定（解除）したときは、警務部参事官を經由して本部長に報告するものとする。
- 2 署長等は、対象事件に関して支援要員を運用したときは、警務課長を經由して本部長に報告するものとする。
- 3 警務部参事官は、特別被害者支援班員の運用状況を、随時、本部長に報告するものとする。
- 4 前記1及び2による本部長への報告については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

以下別表等省略